租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令要旨

1　報告を免れるおそれがないものとして特定取引から除外される取引の範囲に、履行保証金弁済信託契約の締結を加える。（第十六条の八関係）

2　この省令は、資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第六十六号）の施行の日（令和八年六月一日）から施行する。（附則関係）